

# 国民保護フォーラム2008

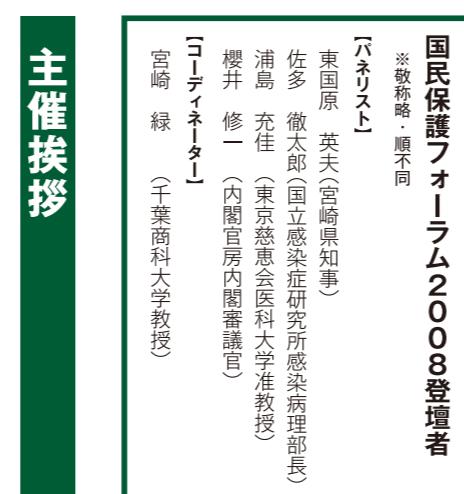
武力攻撃やテロなどから身を守るために

- ◆ 日 時 平成20年9月9日(火) 19:00~20:30
- ◆ 場 所 日本青年館大ホール
- ◆ 主 催 内閣官房



「国民保護フォーラム 2008」が9月9日(火)日本青年館大ホール(東京都新宿区)にて開催された。第3回目を迎えた今回の国民保護フォーラムでは、生物剤を用いたテロを中心にパネリストに議論していただいた。多くの方が来場し、国民保護に対して理解を深めた。

思っています。ただきたいといふ理解を深めていきたいと。武力攻撃事態等に備え、武力攻撃事態対処法や国民保護法に基づいて、國と地方自治体が連携して対処するといふことが定められていますが、同時に、國民の皆様一人ひとりが國民保護に対する意識を一層深め、有事に備えていくことも重要です。今回のフォーラムでは、感染症の専門家、着任早々県内で発生した鳥インフルエンザへの対応を指揮された宮崎県の東国原知事に議論していただき、生物剤を用いたテロはもとより、新型インフルエンザへの備えに



## もしも武力攻撃やテロに遭遇してしまったら

### 武力攻撃やテロにより警報が発令されたら

みなさんの安全を守るために、武力攻撃やテロが迫り、または発生した地域には警報を発令して注意を呼びかけます。テレビやラジオからの情報収集に努めましょう。

#### 屋内にいる場合

- ◆ドアや窓を全部閉めましょう
- ◆ガス、水道、換気扇を止めましょう
- ◆ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう



#### 屋外にいる場合

- ◆近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難しましょう
- ◆行政機関からの避難の指示が出されたら、指示に従って落ち着いて行動しましょう



### 武力攻撃やテロの手段としてNBC(化学剤、生物剤、核物質)が使われた場合

武力攻撃やテロなどの手段としてNBC(化学剤、生物剤、核物質)が用いられた場合には、特別な対応が必要となることから情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示にしたがって行動することが重要です。

- ◆口と鼻をハンカチで覆いながら、その場を直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋に避難しましょう
- ◆屋内では、窓を閉め、目張りによって室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋か、上の階へ移動しましょう



### 日頃からの備え

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持ち出し品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品などは、武力攻撃やテロなどが発生し避難をしなければならないなどの場合においても役立ちます。

#### 備蓄品(3日分が目安)

- ◆携帯用飲料水
- ◆食品(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)
- ◆貴重品(預金通帳、印鑑、現金など)
- ◆緊急用品 ◆ヘルメット、防災ずきん ◆軍手(厚手の手袋)
- ◆懐中電灯 ◆衣類(セーター、ジャンパー類) ◆下着 ◆毛布
- ◆携帯ファミオ、予備電池
- ◆マッチ、ろうそく(水にぬれないようにビニールでくるむ)
- ◆使い捨てカイロ ◆ウエットティッシュ ◆筆記用具(ノート、えんぴつ)



#### 非常持出し品

- ◆飲料水9リットル(3リットル×3日分)
- ◆ご飯(アルファ米\*)4~5食分
- ◆ビスケット1~2箱 ◆板チョコ2~3枚
- ◆缶詰2~3缶 ◆下着2~3組
- ◆衣類(スウェット上下、セーター、フリースなど)



\*アルファ米…一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食としても活用できる。

### 新型インフルエンザに備えよう!

政府では、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定しています。一般のみなさんは、このガイドラインのうち、「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」及び「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」をご覧ください。これらのガイドラインは、新型インフルエンザに関する関係省庁のホームページからご覧いただけます。

- ・内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>
- ・厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>

「内閣官房国民保護ポータルサイト」 <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付  
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-12 TEL 03-5253-2111(代表) FAX 03-3581-3468

国民保護フォーラム2008 武力攻撃やテロなどから身を守るために

佐多…生物テロといわゆる一般の感染症は、人為的かそうではないかの違いがある。犯行声明が出るなどということがあれば、テロということがわかるが、発生した後の対処は、とにかく感染を拡大させないということに尽きる。国立感染症研究所には感染症の情報が集約され、常に感染症の発生をモニターリングしている。発生動向調査をきちんと実施することが大事である。その上で早く診断し、早く検査をして感染者を増やさないように対処しなければならない。また、家庭や企業で、どう対応するかを考えておくことも必要である。

宮崎…市民の立場からの生物テロ対策についてはどういうことをすればいいのか。また、日ごろからの備えはどうある。



早期に対処し、感染を拡大させないことが第一

また、悪意を持つて人為的に生物剤を散布したことが判明すれば、国民保護法を発動し、警報の発令や医療活動等救援活動の指示が可能となる。さらに、外国の医師や医薬品の緊急輸入の許可也可能となる。場合によつて、都道府県知事は、自衛隊の国民保護等派遣を要請することも可能と



櫻井..平成15年に制定された武力攻撃事態対処法では、我が国に對して外部から武力攻撃が発生した場合

宮崎・テロは、無差別に市民を巻き込み、社会の不安やパニックを引き起こす。その中でも今回は、生物剤を用いたテロ（以下、「Bテロ」という。）を中心とし、議論を進めていく。様々なリスクが私たちを取り囲んでおり、感染症に関するとしても、新型インフルエンザの発生が危惧されている。Bテロを含むテロや感染症に対する危機管理の現状について伺いたい。

東国原：地方自治体の危機管理について話をしたい。就任当初の昨年1月に鳥インフルエンザがほぼ同時期に県内の3カ所で発生した。その時に、最初に頭によぎったのが、「テロ」という言葉。これは人為的なものではないかと疑心暗鬼にさせなったところ。早急に対処すべく、既存の防疫体制、指針、行動計画をもとに初動の防疫体制に当たった。

とにかく感染拡大を防がなければいけないと考え、焼却殺傷処分、鳥の移動制限を実施した。50日ほどで移動制限を解除し、鳥インフルエンザへの対応を終了した。今後、国内で鳥インフルエンザが発生した際には、この時の宮崎県の対応が宮崎モデルとしてマニユアルになるのではないかというくらい非常に迅速な対応ができた。

# NBCテロに対する備え

生物テロ、その時に

の場合には、一定の潜伏期間を経てから患者が発生し、しかもどの地域にどれくらい発生するのかが分からぬ。全体としてどの程度感染が拡大するのかが分からぬ、危機に陥っていることに気づきにくいというのが、他の化学剤テロや爆破テロとは違う点である。

同じような症状を訴えて集まる患者の異常集積を早期に検知することによって、対処が早くなり、被害の程度も低くすることができる。これは生物テロの場合だけではなく、新型インフルエンザにも共通した戦略になり得る

害状況などが見える。生物剤のように見えないというのは非常に恐怖感がある。Bテロに気がつくためにはいつもと違うことが起こっていることを検知するということが大事である。

宮崎…我が国でもBテロが発生するのか、その可能性を国はどのように考えているか。

あるいは、Bテロを含む大規模テロなどの緊急対処事態が発生した場合は、国を挙げて対策を講じていくこととしている。平成16年に制定された国民保護法では、そのような場合に、国民の生命、身体、財産を保護し、国民に及ぼす影響を最小限にするための措置が定められる。武力攻撃事態等や緊急対処事態が発生した場合、行政機関が国民保護措置として住民に危険を知らせる、医療などの救援活動を行う、災害を防ぐ、生物テロの場合であれば感染症の拡大を防止する手立てを取つて、国民の生活を安定させ、安全と財産を守つていくことになる。

国民保護の制度は、武力攻撃事態など万一のための備えだが、自然災害や大規模な事故、更には、感染症に対する備えとしても十分に役立つものとなるので、皆さんのご理解とご協力をお願いしたい。

宮崎：Bテロの場合、感染症の自然発生とどのような違いがあり、どう対処をすればよいか。

浦島・2001年にアメリカで郵便物を使用した炭疽菌のテロがあつた。しばらくして患者が何人か発生し、一定のピークを経て、忘れたころに最後の患者が発生。しかも、五つの州にまたがつて発生した。このように生物テロ



東国原 英夫

# 地方自治体の危機管理能力の向上が必要



佐多 徹太郎

櫻井…生物剤や化学剤は比較的安価に製造することが可能、また、持ち運びが容易であるという特徴もある。そのような点から生物剤や化学剤がテロリストによつて使用される可能性はある。そのような可能性をできるだけ低くするためには、テロリストが入国できれないようにして、あるいは、危険な物質や細菌、ウイルスについて法規制により管理を厳重にし、容易に持ち出しや製造ができないようにしている。

宮崎…感染症は、一つの場所にとどまらず、県域を越えていくことも考えられるが、どう対応するのか。

東国原…広域連携が必要。情報交換なども重要になる。また、地方自治体と国の連携も必要になる。地方自治体は住民サービスに直結しているので、危機管理能力、リスクマネージメント、あるいは危機管理意識を啓発していくかなければいけない。

櫻井…生物剤で攻撃されて感染症を発症する場合、あるいは、自然に感染症を発症する場合、最初は、どちらとも判断がつかない形で発症するだろう。どちらなのか、いかに早く気づくか、また、早く気づいた人たちの情報をいかに早く集められるかが重要ななる。それにより、病気そのものや感染者を分析して感染経路をつかむという対策を取らなければならない。これについては、感染症法や検疫法で初動の対応は十分とれるような法的枠組みがある。そして感染経路等がはつきりすれば、その感染経路を遮断する、あるいは警戒区域を定めていくことである。